

○神戸学院大学研究員規則

1994年10月1日

制定

改正 2002年4月1日

2003年5月22日

2006年11月1日

2007年4月1日

2008年10月1日

2010年4月1日

2011年4月1日

2014年4月1日

2017年4月1日

(目的)

第1条 この規則は、本学の指導教員のもとに専ら研究活動を行う研究員(以下「研究員」という。)の取扱いについて必要な事項を定める。

(志願資格)

第2条 研究員を志願する者は、大学卒業又はこれと同等の学力を有するものとする。

(志願手続)

第3条 研究員を志願する者は、次の書類を添えて研究支援グループに願出しなければならない。

- (1) 研究願書(本学所定の様式)
- (2) 履歴書(写真を添付のこと)
- (3) 所属長の承諾書(ただし、現職を有する者のみ)

(許可)

第4条 学長は、前条により願出があつたとき、指導教員の所属する学部、研究科又は全学教育推進機構(以下「学部等」という。)の議を経て、大学の研究と教育に支障がないと認めた場合に限り、研究員として許可する。

(任務)

第5条 研究員は、指導教員の指導により研究に従事する。

(在籍料、研究費及び納期)

第6条 研究員の在籍料の額は、6か月21,000円又は1か年42,000円とし、在籍期間に相当す

る額をその当初の月に納入するものとする。また、特別の事由があるときは、研究に要した実費を研究費として徴収することができる。

2 学長が特に認めたときは、在籍料の一部又は全額を免除することができる。

3 研究員が自ら研究を中止した場合は、既納の在籍料は返還しない。

(在籍期間)

第7条 在籍期間は、6か月又は1か年を原則とする。ただし、必要に応じ更新することができる。

(研究の公表)

第8条 本学において行われた研究業績の公表に際しては、その旨を明記しなければならない。

(施設利用等)

第9条 研究員は、指導教員の指示のもとに、本学の研究施設及び設備を利用することができる。

(許可の取消)

第10条 学長は、研究員に不相当と認められる事由が生じたとき、当該学部等の議を経て、研究員の許可を取消することができる。

附 則

1 この規則は、1994年10月1日から施行する。

2 神戸学院大学栄養学部研究員制度内規(昭和45年6月24日制定)及び神戸学院大学薬学部研究員取扱要領(昭和57年4月1日制定)は、1994年9月30日をもって廃止する。ただし、1994年9月30日現在在籍の研究員については旧規程によるものとする。

附 則(2002年4月1日)

この規則は、2002年4月1日から施行する。

附 則(2003年5月22日)

この規則は、2003年5月22日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則(2006年11月1日)

この規則は、2006年11月1日から施行する。

附 則(2007年4月1日)

この規則は、2007年4月1日から施行する。

附 則(2008年10月1日)

この規程は、2008年10月1日から施行する。

附 則(2010年4月1日)

この規則は、2010年4月1日から施行する。

附 則(2011年4月1日)

この規則は、2011年4月1日から施行する。

附 則(2014年4月1日)

この規則は、2014年4月1日から施行する。

附 則(2017年4月1日)

この規則は、2017年4月1日から施行する。